

京都市上京区梨木神社地区緑地協定

緑地協定の区域

京都市上京区寺町通広小路上る染殿町680番4

緑地協定の期間

市長の認可の公告のあった日から10年（協定書に基づき令和7年6月23日から10年延長）

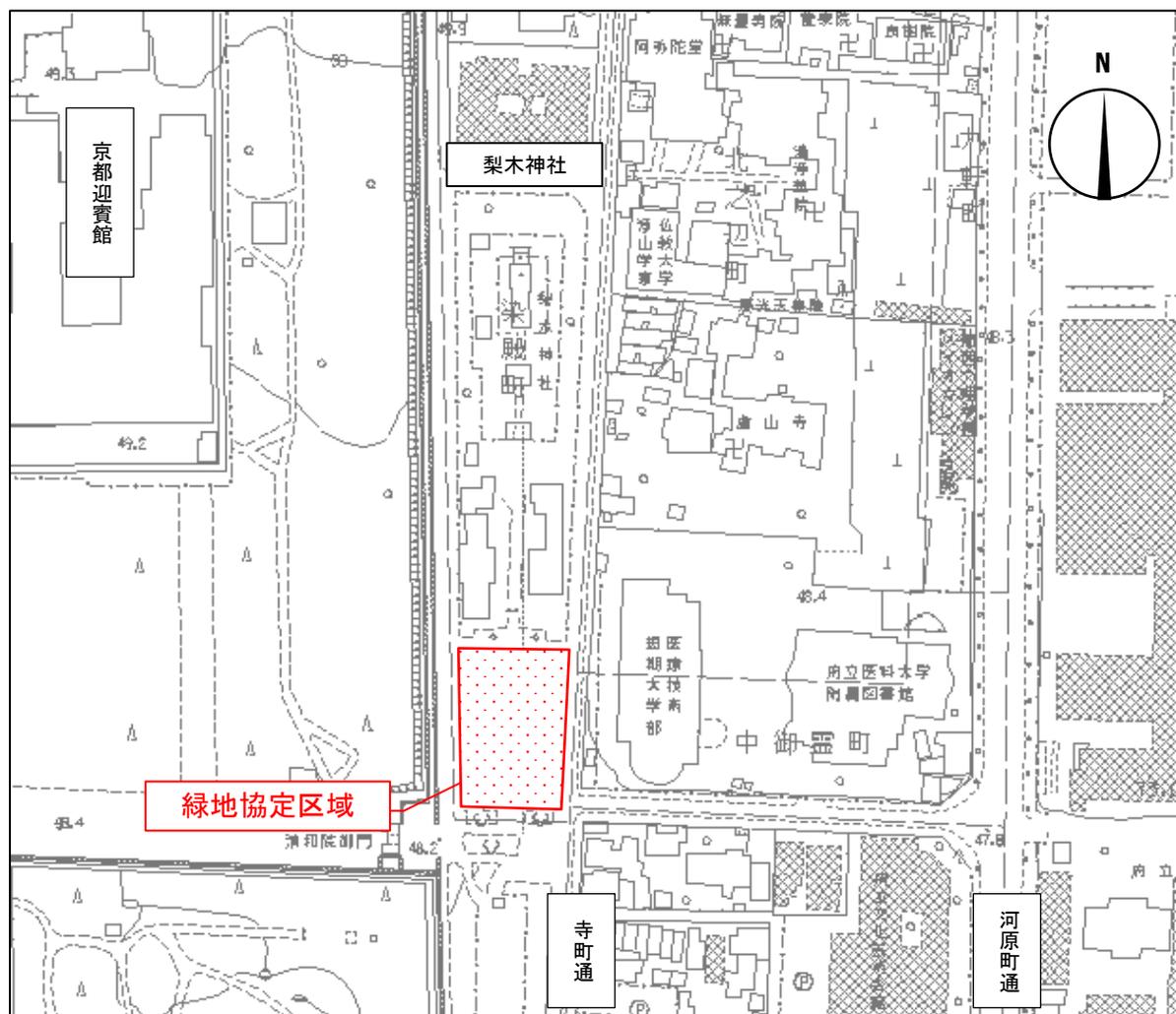
緑地協定の概要

- 協定者は、適時に樹木の剪定、整枝並びに病虫害の防除を行い維持管理に努めるものとする。
- 協定者は、樹木を伐採、もしくはみだりに移植してはならない。また、枯損したときは、可能な限り同程度の樹木を補植しなければならない。

認可年月日及び番号

平成27年6月23日第1号

付近見取図



この緑地協定書は、法第47条第2項の規定に基づき、京都市建設局みどり政策推進室において縦覧しています。（公告日：平成27年6月24日）